

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年7月まで
年金事務所に照会したところ、昭和47年2月の国民年金保険料が未納と記録されている上、申立期間の保険料は還付されていると回答があったが、保険料の還付金を受領した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の検認記録から、申立期間における国民年金保険料は納付されていることが確認できるところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳から、申立期間のうち、昭和46年12月から47年3月までの期間及び48年4月から49年7月までの期間の保険料について、昭和53年に還付決定されていることが確認できる。このことは、申立期間のうち、昭和46年12月、47年1月、同年3月及び48年4月から49年7月までの期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことから、重複納付した国民年金保険料が還付されたものであり、適正な事務処理が行われたものと考えられる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年2月については、申立人は同年2月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年3月1日に被保険者資格を再度取得していることが確認でき、ほかに被用者年金の加入は確認できないなど、国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらず、行政側において何らかの事務処理上の誤りがあったことがうかがわれることから、

保険料の納付済期間とするのが相当である。

また、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料については、前述の被保険者台帳には当該期間の保険料が還付されたことを示す記録は無く、ほかに当該期間の保険料が還付されたことが確認できる資料も無いことから、当該期間の保険料が還付されていたとは認め難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められ、同年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和51年10月31日）及び資格取得日（昭和55年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和51年10月から52年9月までは13万4,000円、同年10月から53年9月までは15万円、同年10月から54年9月までは17万円、同年10月から55年2月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から55年3月1日まで

私は、A社において、昭和50年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成3年1月1日に被保険者資格を喪失するまで、主にB職として継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の被保険者記録が無い。

私がA社に申立期間も含め継続して勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和50年11月1日に被保険者資格を取得し、51年10月31日に被保険者資格を喪失した後、55年3月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人は、申立期間を含む昭和51年7月12日から平成2年12月31日までA社に継続して勤務していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で申立期間におい

て被保険者記録が確認できる者について同僚照会を行った結果、回答があった者のうちの3人は、「申立人は、申立期間において勤務していた。」と回答している上、申立人は、「申立期間中に、A社の同一敷地内のアパートに寄宿した時期もあった。」と主張するところ、戸籍の附票により、申立人の住所は、申立期間のうち、昭和53年10月21日から54年1月12日まで、A社に係る商業登記簿謄本により確認できる同社の所在地と同じであったことが確認できる。

さらに、前述の被保険者原票において、同僚照会の結果から、申立期間において、申立人と同様にB職として勤務したとされる3人の被保険者記録は、申立期間前後を通じて継続しているほか、申立期間において申立人と同様に被保険者資格を喪失後、再度被保険者資格を取得している者は、一人を除き、申立人以外に見当たらないところ、当該一人の同僚は、自身が一旦退職した後、再就職した旨回答している。

加えて、A社の取締役として中心的な立場にあったとする者は、「申立人は、会社設立時から継続して勤務しており、申立期間において保険料の控除を中断することは考えられない。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和51年9月及び55年3月のA社に係る被保険者原票の記録及び申立人と一緒に同社にB職として勤務していたとされる同僚の同社に係る被保険者原票の記録から、51年10月から52年9月までは13万4,000円、同年10月から53年9月までは15万円、同年10月から54年9月までは17万円、同年10月から55年2月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年10月から55年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 26 日から 42 年 1 月 10 日まで
② 昭和 42 年 1 月 10 日から 43 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 43 年 4 月 20 日から 45 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 45 年 3 月末に A 社を退職し、同年 4 月に婚姻したが、婚姻後の 46 年 1 月に脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、オンライン記録によると、申立期間③の事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 9 か月後の昭和 46 年 1 月 20 日に支給決定されているところ、申立期間③の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の整理番号の前後それぞれ 50 人の記録を確認したが、申立人の被保険者資格の喪失日の前後それぞれ 3 年以内に被保険者資格を喪失した女性のうち、脱退手当金の受給要件（当時、女性は被保険者期間 2 年以上）を満たす者は申立人を除き 21 人いるのに対し、脱退手当金の受給記録がある者は 1 人だけで、同人の脱退手当金支給決定日は資格喪失日から約 2 年 6 か月後であることから、事業主が代理請求していた状況はうかがえない。

また、前述の被保険者原票及び被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名は旧姓で管理されていることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるところ、申立人は昭和 45 年 4 月 * 日に婚姻し、改姓しており、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から37年7月2日まで
私は、第二子出産のため、昭和37年7月にA事業所を退職したが、再就職するつもりであり、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

また、申立人は申立期間より前の被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者証を所持していることから、当該期間を失念して脱退手当金を請求することは考え難い。

さらに、申立人は、「第二子出産のため、A事業所を退職したが、再就職するつもりであった。」としているところ、第二子が3歳に達すると同時に被保険者資格を取得していることが確認できることから、引き続き働く意思を有していたものと認められ、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の整理番号の前後それぞれ50人の記録を確認したところ、申立人の被保険者資格の喪失日の前後それぞれ2年以内に被保険者資格を喪失した女性のうち脱退手当金の受給要件（当時、女性は被保険者期間2年以上）を満たす者は申立人を除き27人で、そのうち脱退手当金を受給している者は3人と少ない上、前述の27人のうち所在の判明した9人に照会

し、6人から回答を得たが、事業主の代理請求をうかがわせるような供述は得られないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月5日から23年1月10日まで

私は、日本年金機構から送付された脱退手当金受給確認はがきにより、A社に勤務していた厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。

就業中に事故に遭ったため申立期間の事業所を退職したが、脱退手当金制度については知らず、退職の際に申立期間の事業所から脱退手当金請求に関する説明も受けていない。

脱退手当金を受給した覚えが無いにもかかわらず、脱退手当金が支給済みと記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後それぞれ2ページに記載されている男性64人のうち、厚生年金保険被保険者資格喪失時に脱退手当金の受給資格（当時は、被保険者期間6か月以上20年未満）を満たしている19人の記録を見ると、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人を含め3人と少数であることから、事業主が代理請求を行っていた可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月29日から29年3月16日まで
② 昭和34年3月23日から36年8月8日まで
③ 昭和36年8月26日から同年12月16日まで

平成22年9月に日本年金機構から送付された脱退手当金の受給に関する確認はがきによると、私がA社を退職した後、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶が無い。覚えの無いことなので詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③当時のA社の社会保険事務担当者は、「A社では、会社による脱退手当金の代理請求は行っておらず、私も脱退手当金のことは、次の会社を退職するときに知り合いから聞いて初めて知った。A社は、私の退職と同時期の昭和36年12月に倒産しているが、私は、申立人の代理請求は行っていない。」と回答しており、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②との間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該期間に係る事業所は、申立期間②に係る事業所と同一であり、申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

さらに、未請求となっている被保険者期間と申立期間①、②及び③の被保険者期間とは、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかか

わらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月1日から27年6月20日まで

私は、昭和55年4月に年金の裁定請求手続きに行き、そのときに、社会保険事務所（当時）から申立期間に係る脱退手当金は支給済みとの説明を受けた。それに対し、私は、脱退手当金を受給していないと言ったが認めてもらえなかった。

また、平成22年9月に送付された脱退手当金の確認はがきでは、私がA社を退職した昭和27年6月から約1年6か月後の29年1月11日に脱退手当金が支給されたことになっているが、29年頃は夫の仕事の関係で九州や四国に同伴しており、生活は安定していたので脱退手当金を請求することはなかったはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和29年1月11日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び同台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓となっていることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 28 年 1 月 * 日に婚姻し、改姓しており、申立期間の脱退手当金が、婚姻日から約 1 年後に支給決定されていることを踏まえると、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から32年1月24日まで

私は、A市にあったB事業所で経理関係の事務をしており、育児等のため一旦は退職したが、事業主に誘われてすぐに復職し、3人の子供を育てながら、昭和27年から43年頃まで、通算して15年ぐらい勤務した。

申立期間について脱退手当金が支給されていると記録されているが、私は、脱退手当金について制度も知らなかったし、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年6か月後の昭和34年7月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、2回の被保険者期間のうち、申立人が、初めて県外で就職した最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び同台帳記号番号払出票の氏名は旧姓となっていることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和30年10月*日に婚姻し、改姓しており、申立期間の脱退手当金が、婚姻日から約3年9か月後に支給決定されていることを踏まえると、申立人が

旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月頃から53年12月頃までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月頃から53年12月頃まで

私は、昭和47年11月に結婚し、同年12月に勤務していた会社を退職した。その後、当時の夫の勧めもあって、国民年金の加入手続を48年1月上旬頃から49年頃までの間にA市役所で、当時の姓で行った。

申立期間に係る国民年金保険料は、送付されてきた納付書によりB銀行で納付したように記憶している。納付した保険料の額は忘れたが、国民年金基金にも加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続について、「昭和48年1月上旬頃から49年頃までの間にA市役所で、当時の姓で行った。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年4月23日にA市で払い出され、同年1月19日に遡って被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人は、申立期間を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間において「国民年金基金にも加入していた。」と主張しているが、国民年金基金制度が導入されたのは申立期間後の平成3年4月1日である上、オンライン記録において、申立人の基金への加入記録は確認できない。

さらに、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立人の被保険者資格の取得日は昭和55年1月19日となっていることが確認でき、申立期間に係る国民年金記録は無い。

加えて、申立人の元夫は、「私は、申立人に国民年金に加入するように勧めたかどうか覚えていない。申立人の国民年金に関することは何も知らない。」と回答しており、申立内容について確認できない。

このほか、申立人の保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月

私は、昭和 55 年 7 月 31 日に会社を退職して、同年 8 月に A 市役所 B 出張所で国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料の納付書は、その後に就職した昭和 55 年 9 月に送られてきたので、なけなしの 5,000 円札 1 枚を持って同市役所 B 出張所へ行き、3,000 円から 4,000 円ぐらいだった保険料を納付し、お釣りをもらったことを覚えている。

当時は独り暮らしだったので、私が納付したことを証明してくれる者はいないが、納付した保険料の記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 55 年 8 月に、A 市役所 B 出張所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の 20 歳到達者及び厚生年金保険被保険者資格を喪失した者の国民年金被保険者資格の取得日から、平成 5 年 10 月頃に A 市で払い出されたものと推認でき、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年 3 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人は、申立期間の前後を通して A 市から住所を移しておら

ず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 6 日から同年 5 月 16 日まで
② 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

私がA社（現在は、B社）において船員（調理員又は甲板員）として勤務していた期間の標準報酬月額は、申立期間①において1万4,000円、申立期間②のうち、昭和40年7月1日から41年2月1日までは1万4,000円、41年2月1日から42年6月1日までは1万8,000円と記録されている。

しかしながら、私が所持するA社に係る船員給与手帳では、昭和42年1月から同年3月までは、各月とも給与支給総額が3万円以上になっているので、給与支給総額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立事業所に係る船員保険被保険者名簿により、申立人の標準報酬月額は、申立期間①及び②ともにオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が所持する申立事業所に係る船員給与手帳において、申立人の給与支給総額は、昭和42年1月から同年3月まで、いずれも3万円以上の額と記載されている一方、控除されている船員保険料は、オンライン記録の

標準報酬月額である1万8,000円に見合う控除額(1,188円)であることが確認できる上、申立人が所持する船員手帳において記載されている給与額は、40年7月4日雇入れ時点及び同年11月4日雇入れ時点は1万2,000円、41年2月1日時点は1万6,400円、42年4月1日時点は1万8,450円となっており、前述の被保険者名簿の記録及び船員給与手帳に記載されている船員保険等級である6級(標準報酬月額は1万8,000円)とおおむね整合している。

さらに、B社は、「申立期間①及び②当時の給与台帳等の資料は消失しており不明であるが、当時、申立事業所においても、船員保険の標準報酬月額は、汽船告示による算定方法(昭和34年7月28日付け厚生省告示第233号)により基本給と乗船手当などを合算した年収総額を考慮して算出していたと思われることから、実際の給与支給額と標準報酬月額は異なっており、申立人が主張する船員給与手帳に記載された給与支給総額に基づき算定されていたとは考えられない。」と回答している。

加えて、前述の被保険者名簿から、申立期間①及び②当時に船員保険の被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらず、複数の同僚は、申立事業所における自身の標準報酬月額について、「私の船員手帳に記載されている給与額と標準報酬月額に矛盾は無い。」と回答している上、申立人及び同僚の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な形跡も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 3 日から 40 年 6 月 26 日まで

私は、昭和 40 年 6 月 26 日に A 市にある B 社を退職した後すぐに実家がある C 郡へ戻っており、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の整理番号の前後それぞれ 50 人の記録を確認したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件（当時、女性は被保険者期間 2 年以上）を満たしている女性は申立人を除き 27 人で、そのうち 22 人に脱退手当金の支給記録があり、21 人が資格喪失日から約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人と同日に資格喪失した者の脱退手当金支給日は申立人と同日である。また、前述の 22 人のうちの 1 人は、「自分で手続をした覚えは無いが、会社から脱退手当金について説明があったと記憶している。退職後に会社から現金封筒が届いたことを覚えている。」と供述していることから、事業主により代理請求がなされたことがうかがえ、申立期間の脱退手当金は、申立期間の事業所における資格喪失日から約 1 か月後に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主により代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約 1 か月後の昭和 40 年 7 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取して

も、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで
② 昭和 43 年 9 月 1 日から 46 年 1 月 30 日まで

私は、昭和 46 年 1 月に A 社を結婚のため退職し、その 2、3 日後に退職金等を受給したので、その中に脱退手当金も含まれていたのかもしれないと今まで思っていた。

しかし、日本年金機構から送付された脱退手当金受給確認はがきを確認したところ、昭和 46 年 7 月に申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したことになっており、退職から約半年経過した頃に脱退手当金を受給した記憶は全く無いので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、A 社を退職した約 4 か月後の昭和 46 年 5 月 * 日に旧姓から新姓に訂正されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間②の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す押印がある上、脱退手当金の支給を決定した時期及び旧姓から新姓への氏名変更処理をした時期をうかがわせる「46 年 6 月」との記載が確認でき、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給決定日が昭和 46 年 7 月 17 日であることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証にも、旧姓から新姓への氏名変更処理及び脱退手当金を支給したことを示す押印が確認できる。

加えて、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間①より前の被保険者期間1か月はその計算の基礎とされておらず未請求となっていることについて、申立人は、「約1か月で退職したので厚生年金保険に加入しているとは思っていなかった。」と供述しており、当該期間を被保険者期間として認識していなかった可能性がうかがえる上、当該未請求となっている期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出がなければ、別の番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。